議案第98号

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、岡山県後期高齢者医療 広域連合規約(平成19年1月24日岡山県指令市第15号)を次のとおり変更することについて、 同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出

備前市長 吉 村 武 司

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岡山県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年1月24日岡山県指令市第15号)の一部を次のように変更する。

別表第2(第4条関係)第2号及び第3号中の「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第98号参考資料 岡山県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

四		
改 正 案		現行
(広城連合の処理する事務)	五()	(広域連合の処理する事務)
第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第8	:第8 第4条	広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第8
0号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制		0号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制
度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のう		度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のう
ち、別表第2に定める事務については関係市町村において行うものとす	とす ち、	別表第2に定める事務については関係市町村において行うものとす
v _o	<i>1</i> %	
(1) 被保険者の資格の管理に関する事務	(1)	被保険者の資格の管理に関する事務
(2) 医療給付に関する事務	(2)	医療給付に関する事務
(3) 保険料の賦課に関する事務	(3)	保険料の賦課に関する事務
(4) 保健事業に関する事務	(4)	保健事業に関する事務
(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務	(2)	その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務
別表第2(第4条関係)	別表	別表第2(第4条関係)
1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付		被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2 資格確認書等の引渡し	2	被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
3 資格確認書等の返還の受付	3 後	被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付
4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	4 型	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5 保険料に関する申請の受付	5 保	保険料に関する申請の受付
6 上記事務に付随する事務	4 9	上記事務に付随する事務